

參考資料

参考資料

1 子ども・子育て支援法（抄）

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

- 二 保護をする子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めてことその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

2 吹田市子ども・子育て支援審議会

吹田市子ども・子育て支援審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、本市に、市長の附属機関として、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、医療関係者、社会福祉関係者、教育関係者、保育関係者、事業者、子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第3条 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、市長が必要と認める特別の事項についてのみ議事に参与する。
- 3 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に参与する臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

吹田市子ども・子育て支援審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年吹田市条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 医療関係者 1人以内
- (3) 社会福祉関係者 1人以内
- (4) 教育関係者及び保育関係者 7人以内
- (5) 事業者 1人以内
- (6) 子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者 1人以内
- (7) 市民 2人以内

(部会)

第3条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営については、条例第4条第3項及び第5条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第4条 審議会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、児童部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

吹田市子ども・子育て支援審議会委員名簿

<任期：令和元年(2019年)6月1日～令和3年(2021年)5月31日>

(敬称略)

	氏名	規定上の区分	機関・団体名等
1	◎埋橋 玲子	学識経験者	同志社女子大学 現代社会学部現代こども学科教授
2	○峯本 耕治	学識経験者	弁護士
3	林 佳代	医療関係者	吹田市医師会理事
4	渡邊 真	社会福祉関係者	吹田市民生・児童委員協議会副会長
5	山本 かおり	教育関係者	吹田市PTA協議会幼稚園・こども園部会会长
6	孫田 眞理子	教育関係者	吹田市こども会育成協議会副会長
7	粉川 雅至	教育関係者	吹田市私立幼稚園連合会会长
8	横沼 理恵	教育関係者	吹田市私立幼稚園児の保護者代表
9	植田 貴士	教育関係者	吹田市留守家庭児童育成室入室児の保護者代表
10	武内 慎吾	保育関係者	吹田市私立保育園連盟会会长
11	水木 敏行	保育関係者	吹田市立保育園児の保護者代表
12	高田 純一	事業者	吹田商工会議所監事
13	清水 勢子	子育て支援に関する活動を行なう市民団体の代表者	子育て広場こすもすの家
14	山中 拓也	市民	公募委員

※◎：会長、○：副会長

3 検討経過

◆吹田市子ども・子育て支援審議会

平成30年度（2018年度）

開催回	開催日	主な内容
第1回	平成 30 年 (2018 年) 5月 29 日(火)	1 待機児童解消アクションプランの進捗状況について 2 平成30年度(2018年度)保育所等の利用調整状況について 3 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 4 平成30年度(2018年度)留守家庭児童育成室の入室状況について
第2回	平成 30 年 (2018 年) 10月 3 日(水)	1 小規模保育事業等の認可及び利用定員の設定について 2 病児保育事業（病児・病後児対応型）に係る子ども・子育て支援事業計画の変更について 3 ニーズ調査について 4 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 5 留守家庭児童育成室の委託について
第3回	平成 30 年 (2018 年) 11月 30 日(金)	1 病児保育事業（病児・病後児対応型）に係る子ども・子育て支援事業計画の一部変更に対するパブリックコメントの結果報告について 2 ニーズ調査について
第4回	平成 31 年 (2019 年) 3月 27 日(水)	1 小規模保育事業等の認可について 2 公立小規模保育事業の実施について 3 特定教育・保育施設等の利用定員の設定等について 4 幼児教育・保育の無償化について 5 ニーズ調査集計結果の報告について 6 平成31年度(2019年度)保育所等の利用申込状況について 7 平成31年度(2019年度)留守家庭児童育成室入室申請状況について

令和元年度（2019 年度）

開催回	開催日	主な内容
第1回	令和元年 (2019 年) 5月 20 日(月)	1 令和元年（2019年）10月からの幼児教育・保育無償化の実施に伴う吹田市子ども・子育て支援法施行条例等改正の素案の内容について 2 量の見込みの算出について
第2回	令和元年 (2019 年) 6月 24 日(月)	1 会長、副会長の選出について 2 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 3 幼児教育・保育無償化について 4 事業計画骨子案について 5 量の見込みについて
第3回	令和元年 (2019 年) 10月 11 日(金)	1 特定教育・保育施設等の利用定員の設定等について 2 第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について 3 吹田市子ども・子育て支援事業計画平成30年度（2018年度）施策・事業実施報告について 4 留守家庭児童育成室の委託について
第4回	令和2年 (2020 年) 2月 18 日(火)	1 小規模保育事業所の認可について 2 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 3 第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画案について 4 第1期吹田市子ども・子育て支援事業計画の必要量・確保計画・実績について 5 令和2年度（2020年度）保育所等の利用申込状況について 6 幼児教育・保育の無償化に係る認定状況について 7 病児・病後児保育室の整備状況について 8 令和2年度(2020年度)留守家庭児童育成室入室申請状況について



第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画

令和2年(2020年)3月

発行 吹田市 児童部 子育て支援課

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
電話:06(6384)1491 FAX:06(6368)7349

この冊子は、500部作成し、一部あたりの単価は750円です。